## スマートシティセキュリティガイドラインについて

- 総務省では、スマートシティのセキュリティ確保のための指針として、多様な関係主体が講じるべきセキュリティ対策や留意事項等を記載した「スマートシティセキュリティガイドライン」を策定(令和2年10月に第1.0版を公表、令和3年6月に改定した第2.0版を公表)。
- ガイドラインでは、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素をセキュリティの観点から4つのカテゴリに分類し、各カテゴリごとに想定されるセキュリティ上のリスクやセキュリティ対策を記載。また、「マルチステークホルダが複雑に関与」「多様なデータの連携」といったスマートシティの特徴を踏まえ、スマートシティ特有のリスクや具体的な対策を記載。

### ガイドラインの構成と主なポイント

#### 1章 背景と目的

▶ 本ガイドラインの背景、目的、関係主体の定義、対象範囲 (スコープ)、全体構成等を提示

#### 2章 スマートシティセキュリティの考え方

スマートシティセキュリティの考え方や対策の概要等について、 リファレンスアーキテクチャの構成要素を踏まえたスマートシティ セキュリティの4つのカテゴリや、スマートシティ全体で確保されるべき横断的なセキュリティ対策の3つの観点から整理

#### 3章 セキュリティ対策

- ▶ 第2章で整理した4+3カテゴリごとに、必要なセキュリティ対 策の詳細を説明
- ▶ スマートシティ構築・運営においてセキュリティ上、発生しうる 問題点と対策を例示

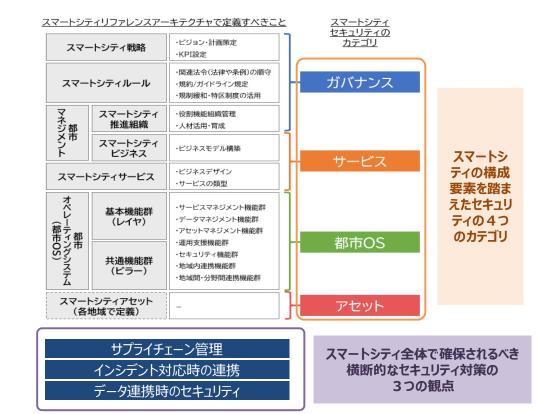
#### 4章 補助コンテンツ

▶ ガイドラインに記載されているセキュリティ対策の実施状況を 確認するためのチェックシートを記載

#### 付録

▶ 参照情報として、法令等の一覧や、ユースケースイメージ、 サービス観点の脅威事例等を記載

## 対策カテゴリの考え方



# ガイドラインの見直しの実施

- スマートシティセキュリティガイドラインについては、スマートシティを取り巻く環境の変化等を踏まえて、適時見直しを行ってきたところ。
- 今般、ガイドラインにおいて前提としているスマートシティリファレンスアーキテクチャの第2版の公表(令和5年8月)や、事例調査の結果等も踏まえ、ガイドライン等の見直しを実施。
- 現在、改定案の意見募集を実施しており(令和6年4月26日(金)~同年5月27日(月))、令和6年夏 までを目処に、「スマートシティセキュリティガイドライン(第3.0版)」を公表予定。

## 第3.0版での主な改定のポイント

- スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定内容に従い、アーキテクチャ図やカテゴリの分類図を更新。
- スマートシティのセキュリティ検討のアプローチとして、スマートシティにおいて扱われるデータ種別の記載を新設し、オープンデータ/限定公開データ/クローズドデータの3つの分類とそれぞれの概要を説明した上で、パーソナルデータなどプライバシー保護が求められるデータもあることから、情報の性質に応じた適切なセキュリティ対策が必要となる旨を提示。
- サプライチェーン管理の観点で、スマートシティ推進主体とステークホルダー間の契約形態による責任分解の考え方を新たに整理した上で、利用者等との間ではスマートシティの推進主体が全体のセキュリティに対する一義的な責任主体となり、サービス提供者や機器ベンダー等の関係事業者との間の共通認識醸成と役割分担整理を実行することを推奨。
- データ連携時のセキュリティにおいて、スマートシティリファレンスアーキテクチャの第2版の内容も踏まえて、都市・地域間連携時の想定される実施パターンを提示するのと合わせて、都市OSにおける2つのデータ流通方式(蓄積型・分散型)の特徴を整理し、それぞれについてセキュリティの観点から望ましいパターンについても記載。
- その他、改定に伴い、読み手における読みやすさの観点で形式等を修正。